

**第80回国民スポーツ大会バドミントン競技  
愛媛県選手選考会（成年女子の部）要項**

- 1 主 催 日本スポーツ協会、愛媛県、愛媛県スポーツ協会
- 2 主 管 愛媛県バドミントン協会
- 3 後 援 愛媛新聞社、南海放送、
- 4 期 日 令和8年6月27日（土）午前9時 開会
- 5 会 場 砥部町陶街道ゆとり公園体育館（伊予郡砥部町千足 400）
- 6 種 目 女子シングルス
- 7 試合方法 原則としてトーナメント方式とする。
- 8 競技規則 令和8年度公益財団法人日本バドミントン協会競技規則、大会運営規程及び公認審判員規程による。
- 9 使用器具 令和8年度公益財団法人日本バドミントン協会第1種検定合格球  
令和8年度公益財団法人日本バドミントン協会検定合格器具
- 10 参加資格 次のいずれかに該当する者
  - ① 日本国籍を有し、愛媛県内に現住所又は勤務先（在学先）を有する者で、令和8年度愛媛県バドミントン協会個人登録をする者。
  - ② 「ふるさと選手制度（※）」を活用する者。  
（注1）平成20年4月1日以前に生まれた者であること。  
（注2）愛媛県協会が指定する国体強化事業に参加できること。  
（注3）第79回大会・第78回（県予選及びブロック大会を含む。）に、他の都道府県から選手、監督として参加した者は、原則として参加できない。
- 11 参加料 2,000円
- 12 申込方法 **別紙の参加申込用紙、入金明細書及びふるさと選手制度を活用する者は「ふるさと登録届」（昨年度届出した者も、再度提出する必要あり）を必ずセットにして、申込期日までに下記申込先へ郵送すること。**  
申込書様式に入力のうえ、原則として電子データと印刷した紙文書の両方を提出してください。（様式は、協会HPからダウンロードできます。）
  - ① 紙文書（A4サイズ） **参加申込用紙、入金明細書を印刷しセットにして、**  
申込期日までに下記申込先へ**郵送すること。**  
**（各県登録申請手続きが必要になります。）**
  - ② 電子データ 事務局アドレス ([entryhimebado@yahoo.co.jp](mailto:entryhimebado@yahoo.co.jp)) へ送信すること。**（配信サービスへの返信は不可）**  
**※電子データの作成・送信ができない方は、①のみでも受け付けますが、可能な限り電子データの提出をお願いします。**  
なお、FAX、電話等での申込みは、受けけない。**電子データのみも不可。**  
**紙文書での提出は必須です。**  
また、参加料については、申込期日までに下記口座まで入金すること。  
（現金書留、持参等は不可）

- 13 申込先 〒797-0015 西予市宇和町卯之町 2-343 セントラルハイツ 305 号室  
宇都宮 正多 気付 愛媛県バドミントン協会事務局 宛
- 14 入金先 ・伊予銀行 一万支店 普通口座 1084580  
(口座名) 愛媛県バドミントン協会 会長 中村時広
- 15 申込期日 令和8年6月9日(火) 必着
- 16 問合せ先 ・愛媛県バドミントン協会 競技審判委員長 秋山 啓太  
メール akymkit1158@gmail.com  
・愛媛県バドミントン協会事務局 宇都宮 正多  
電話 080-1903-0809  
メール officehimebado@yahoo.co.jp (メール推奨)

17 代表選手の選考について

選手選考の参考として、昨年度の全国大会等、全日本総合に繋がるブロック予選大会(四国総合等)に出場した選手は各出場種目(単・複・混合複)勝ち上がりの記載のあるトーナメント表(複数ページにわたるトーナメント表は名前の記載があるページのみで可)を紙文書、データ添付ともに提出をお願いします。

※提出文書には、必ず大会名の記載と該当選手名部分にマーカーを入れておくこと。

例) 社会人→全日本総合バドミントン選手権大会

全日本社会人バドミントン選手権大会

全国社会人クラブバドミントン選手権大会

全日本教職員バドミントン選手権大会 等

大学生→西日本・東日本学生バドミントン選手権大会

全日本学生バドミントン選手権大会 等

**県代表選手は、本選考会の結果等を参考に常務理事会において決定する。**

- 18 その他 ①服装は、公益財団法人日本バドミントン協会審査合格品とする。  
②背面表示をする場合は、本人の所属を明らかにするもの(学校名、サークル名、地域名等)に限る。  
③事故による応急処置は行うが、その後の責任は参加者負担とする。

(※)ふるさと選手制度について(概要)

- 1 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県をいう。
- 2 「ふるさと選手制度」を活用しようとする者は、あらかじめ「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できない。
- 3 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回まで。